

## 学校法人桜美林学園寄附行為

昭和 26 年 2 月 27 日制定

### 第 1 章 総則

第 1 条 この法人は、学校法人桜美林学園と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都町田市常盤町 3758 番地に置く。

### 第 2 章 目的及び設置する学校

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき基督教主義により男女青少年に知識技能を授け、人格教育を行い、国家及び世界のため貢献する有益な人材を育成することを以って目的とする。

2 この目的を達成するため、その一環として、この法人の設置する学校において、校事として礼拝を行うとともに、基督教教育を正課科目として行うものとする。

第 4 条 この法人が前条の目的を達成するため設置する学校は、次に掲げるものとする。

#### 1 桜美林大学 大学院 国際学研究科

老年学研究科

大学アドミニストレーション研究科

大学アドミニストレーション研究科

(通信教育課程)

経営学研究科

言語教育研究科

心理学研究科

芸術文化学群

ビジネスマネジメント学群

ビジネスマネジメント学類

アビエーションマネジメント学類

健康福祉学群

リベラルアーツ学群

グローバル・コミュニケーション学群

グローバル・コミュニケーション学類

航空・マネジメント学群

航空・マネジメント学類

別科 留学生別科

中国語特別課程 (桜美林大学孔子学院)

#### 2 桜美林高等学校 全日制課程

#### 3 桜美林中学校

#### 4 桜美林幼稚園

### 第 3 章 役員及び理事会

第5条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 9人
- (2) 監事 2人から3人

2 理事は、基督者もしくは基督教精神に基づく教育に理解がある者とする。

3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

4 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

5 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

6 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

7 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### 第1節 理事

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事（理事長を除く。）のうち1人以上を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

3 常務理事は、常務理事会を組織し、この法人の業務を分掌する。

第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) この法人の学園長及び設置する学校の長のうちから理事会において選任した者。 1人以上

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者。 1人

(3) 理事会において推薦委嘱された学識経験者。 7人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学園長、設置する学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第8条 理事の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 理事に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。

3 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長は、理事会の同意を得て、設置する学校の長を任免する。

4 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときには、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 削除

第2節 監事

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

3 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい

損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第12条 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事に欠員を生じたときは、1月以内に補充しなければならない。

3 補欠による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

### 第3節 理事会

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の過半数（理事長を除く。）の理事から、理事会に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から2週間以内に、理事会を招集しなければならない。

5 理事会に議長を置き、理事長をもって当てる。

6 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

7 第11条第3項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

8 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別項の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 常務理事会は、随時理事長が招集する。

12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議事の議決に加わることはできない。

第14条 削除

第15条 削除

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する決議については、各理事の賛否を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

第17条 この法人に19人の評議員を置く。ただし、評議員は、基督者もしくは基督教精神に基づく教育に理解がある者とする。

第18条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) この法人の設置する各学校の基督者又は基督教に理解ある教職員で、理事会において選任した者。 6人以内

(2) この法人の設置する学校の年齢25歳以上の卒業生から理事会において選任した者。

6人

(3) この法人の設置する学校の援助者で理事会において推薦委嘱した者。 7人以上

2 前項第1号に規定する評議員は、教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

第19条 評議員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 評議員に欠員が生じたときは、第18条の区分に従ってこれを補充する。補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2節 評議員会

第20条 この法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。

### 2 削除

3 評議員会は理事長が招集する。

4 評議員は互選をもって、議長、副議長各1人を選任する。議長に事故あるときは、副議長はこれを代理する。

5 評議員会は、定例会及び臨時会とする。

6 定例会は、原則として毎年2月、5月及び11月に招集する。

7 臨時会は、私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、予め意思を表示したものは、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第21条 評議員会は、評議員会から推薦する理事を選任する。

第22条 評議員会は、決議によって、意見を理事会に提出することができる。

第23条 次に掲げる各号に関する事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更。
- (2) 事業計画及び予算。
- (3) 事業に関する中期的な計画。
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分。
- (5) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準。
- (6) 合併及び解散。
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会の定めるもの。

第24条 第16条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### 第5章 学園長

第25条 この法人に学園長を1人置く。学園長は基督者であつて、第3条の目的を完遂するのに適当な者であることを要する。

2 学園長は、設置する学校の総長と称することができる。

第26条 学園長の任免は、理事会において行う。

2 第5条第3項の規定は、学園長の解任について準用する。

3 第5条第4項の規定は、学園長の退任について準用する。

第27条 学園長は、この法人の設置する学校の教育を統理する。

第28条 学園長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の学園長の任期は、前任者の残任期間とする。

第28条の2 学園長に事故あるとき、又は学園長が欠けたときには、理事会が代理者、又は代行者を選任する。

#### 第6章 資産及び会計

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて、基本財産、運用財産に編入する。

第31条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得てその1部に限り処分することができる。

第32条 基本財産及び運用財産のうち現金は、理事会の決議により確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは、定額郵便貯金として理事長が保管する。

第33条 この法人の事業遂行上に要する費用は、資産から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）を以って支弁する。

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、評議員会にはかり、理事会の決議を得て、定める。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、評議員会にはかり、理事会の決議を得て、定める。

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第36条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

4 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき  
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき  
当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき  
当該報酬等の支給の基準

第 37 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第 38 条 この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

## 第 7 章 解散

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会に於ける理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決。
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決。
- (3) 合併。
- (4) 破産。
- (5) 文部科学大臣の解散命令。

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 40 条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべ

き者は、他の学校法人、その他教育事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人中から理事会において選定する。

## 第 8 章 寄附行為の変更

第 41 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 9 章 公示

第 42 条 この法人の公示は、桜美林学園掲示場に掲示して行う。

第 43 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において決める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りである。

理事（理事長）	賀川 豊彦
理事	清水 安三
理事	清水 イク
理事	小崎 道雄
理事	牧野 虎次
理事	畠中 博
理事	一柳米来留
理事	小林 喜一

理事	細野甚太郎
監事	小川 清澄
監事	秦 幸次郎

この寄附行為は昭和 26 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 30 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 36 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 41 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 43 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 43 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 45 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 47 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

昭和 63 年 11 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 63 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 5 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 8 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

平成 13 年 10 月 30 日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成 14 年 10 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 15 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成16年1月30日）から施行する。

附 則

平成16年2月16日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成16年11月17日から施行する。

附 則

平成17年2月21日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成18年3月17日及び平成18年3月27日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成19年1月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成19年4月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成20年5月28日）から施行する。

附 則

平成21年3月17日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は理事会承認の日（平成23年11月19日）から施行する。

附 則

平成24年1月25日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(桜美林大学総合文化学群の存続に関する経過措置)

桜美林大学総合文化学群は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 25 年 3 月 31 日に当該学群に在学する者が当該学群に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は理事会承認の日（平成 25 年 11 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 3 月 23 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 30 年 1 月 24 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 16 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。